ようにしている。

# (9) 法務省における犯罪被害者等支援に関する職員研修の充実等

【施策番号199】

ア P57 【施策番号94】参照

【施策番号200】

イ P57【施策番号92】参照

# (10) 日本司法支援センターが蓄積した情報やノウハウの提供

#### 【施策番号201】

日本司法支援センターにおいて、平成19年 1月から, 同センターホームページにおいて, 犯罪被害者支援を行う関係機関・団体などの 情報を提供している(同ホームページhttp:// www.houterasu.or.jp/トップページ右上にあ る「相談窓口情報検索」)。また、同情報検索 の方法に関する説明も併せてホームページで 公開し、その利用を促している。さらに、犯 罪被害者等から関係機関・団体の窓口に、そ の機関・団体で実施している支援以外の問合 せが寄せられた場合には、その窓口から、法 テラス・サポートダイヤル (コールセンター) や全国の地方事務所を紹介してもらい、コー ルセンター等において、 犯罪被害者等の問合 せの内容に応じて適切な支援窓口や犯罪被害 者支援の経験や理解のある弁護士の紹介など を行っている。

また,弁護士会との連携・協力の下,国選被害者参加弁護士制度等の説明会や,意見交換会,犯罪被害者支援の経験を積んだ弁護士を講師とする事例検討会を実施している。

#### (11) 学校における相談対応能力の向上等

【施策番号202】

P75【施策番号167】参照

【施策番号203】

# (12) 虐待を受けた子どもの保護等に携わる者の研修の充実

厚生労働省において、児童虐待問題や非行・暴力などの思春期問題に対応する第一線の専門的援助者の研修を行う「日本虐待・思春期問題情報研修センター(子どもの虹情報研修センター)」における、児童相談所、児童福祉施設、市町村職員、保健機関などの職員を対象とする各種の専門研修に対する支援を行い、これら職員の資質の向上を図っている。

#### (13) 民間の団体の研修に対する支援

#### 【施策番号204】

警察・法務省・厚生労働省・国土交通省において、研修に関する講師派遣や会場の借上げなどの支援を行っている(P88【施策番号206,207】参照)。

## 3 民間の団体に対する援助(基本法第22条関係)

#### (1) 民間の団体への支援の充実

#### 【施策番号205】

ア 内閣府において、民間の団体による犯罪 被害者支援募金(仮称)の創設に関し、犯 罪被害者支援基金(仮称)創設の機運を醸 成するよう、犯罪被害者支援団体が犯罪被 害者週間に集中的に行う募金活動につい て、国民のつどい開催会場の一部を提供し たりするなどの協力を行った。 また、金融庁において設置した「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム」に内閣府もメンバーとして参加し、預保納付金を用いた犯罪被害者等の支援事業の開始について協力した(P87コラム7「預保納付金を用いた犯罪被害者等の支援事業の開始について」参照)。



### 預保納付金を用いた犯罪被害者等の 支援事業の開始について

振り込め詐欺救済法<sup>(\*\*1)</sup>に基づく預保納付金<sup>(\*2)</sup>の具体的使途については、金融庁、内閣府、財務省の3政務官で構成される「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム(以下「PT」)」の最終取りまとめ(「預保納付金の具体的な使途について」)において、①犯罪被害者等の子供に対する奨学金貸与、②犯罪被害者等支援団体に対する助成の両事業に支出することが決定されました<sup>(\*3)</sup>。両事業の担い手については公募を実施し、PTにおいて、担い手の公募に参加した者の中から「公益財団法人 日本財団」を当該事業の担い手として決定し、平成24年12月18日より、両事業が開始されました。

ここでは、上記両事業の制度概要等について説明します。(両事業の詳細につきましては、「公益財団法人 日本財団」までお問い合わせください(\*\*4)。)

#### 1. 犯罪被害者等の子供に対する奨学金貸与制度

犯罪被害者等に対して適用される既存の経済的支援制度としては、国による犯罪被害給付制度があり、被害者本人や遺族に対して一時金が支給されるほか、障害・遺族年金や生活保護等、犯罪被害者等に特化せず国民一般に適用される制度も存在しています。しかしながら、犯罪被害者本人が生計を担う者であった場合等は、これらの制度による支援を受けたとしても、日常の生活費に加え、十分な額の子供の教育費を支出することは、なお困難な場合があることも想定されることから、これらの方々の更なる支援のため、犯罪被害者等の子供に対する奨学金制度を創設しました。

具体的には、奨学金を受けた犯罪被害者の子供の社会的自立を促すという観点や、制度の持続的運用の観点等から、無利子での貸与方式(以下の金額を上限として、1万円単位で自由に設定できます。)とし、返済期間は30年となっております。

#### ・大学院に在学する奨学生

月額:10万円

入学一時金:30万円

・大学、高等専門学校4年以上の学年又は専修学校専門課程に在学する奨学生

月額:8万円

入学一時金:30万円

・高等学校, 高等専門学校3年以下の学年又は専修学校高等課程に在学する奨学生, 特別支援学校高等部に在学する奨学生

国立・公立の場合:月額3万円

私立の場合:月額5万円

国立・公立への入学一時金: 6万円

私立への入学一時金:25万円

#### 2. 犯罪被害者等支援団体に対する団体助成制度

犯罪被害者等の支援ニーズは多岐にわたるため、実際の支援においては、国のみな らず、被害者支援のノウハウが蓄積されている民間の犯罪被害者等支援団体による迅 速かつ柔軟で、継続的な支援活動が必要です。

犯罪被害者等支援団体が行う支援の内容は、行政主導の公的な支援ばかりではなく、 病院等への付き添いや自宅訪問など多岐にわたりますが、犯罪被害者等支援団体は非 営利団体であるため、どうしても財政基盤が脆弱になりがちです。当該団体助成制度は、 そのような財政基盤が脆弱なために犯罪被害者等支援を十分に行うことができない団 体を中心に助成を行うものです。

公益ボランティア支援グループ 預保納付金事業チーム 電話番号:03-6229-5161

#### 【施策番号206】

イ 警察において、民間被害者支援団体が実 施する研修への講師の派遣などの支援に努 めているほか、活動支援、相談業務の委託、 直接支援業務の委託及び被害者支援に関す る理解の増進に係る業務の委託に要する経 費を予算措置し、民間被害者支援団体に対 する財政的援助の充実に努めている。また. 平成25年度からは、性犯罪被害者の早期回 復に資するための直接支援,相談活動等の 業務委託費を新たに予算措置している。(民 間被害者支援団体等に対する活動支援に要 する経費(国費):24年度6百万円,25年 度6百万円), (民間被害者支援団体に対す る直接支援業務の委託に要する経費(国庫 補助金):24年度87百万円,25年度42百万 円). (民間被害者支援団体に対する相談業 務の委託に要する経費(国庫補助金):24 年度111百万円, 25年度109百万円), (民間 被害者支援団体に対する性犯罪被害者支援 業務の委託に要する経費(国庫補助金):

#### 25年度48百万円)

厚生労働省において, 児童虐待防止及び 配偶者からの暴力被害者等の支援につい て. 民間団体が実施している啓発活動等に 対する支援を行っている。

#### 【施策番号207】

ウ 法務省において、民間団体の活動に関す る広報、研修に関する講師派遣や会場の借 上げなどの支援を行っている。

国土交通省においても, 民間団体の活動 に関する広報、研修に関する講師派遣など の支援を行っている。

#### (2) 研修カリキュラム・モデル案の内容の充実 【施策番号208】

内閣府において、平成21年3月に作成した 「民間被害者支援団体における研修カリキュ ラム・モデル案」について、今後、犯罪被害 者支援団体等における活用状況についての調 査を実施し、その内容の充実を図ることとし ている。

<sup>※1</sup> 正式名称:犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律

預保納付金とは,振り込め詐欺救済法の被害者救済手続を経ても,被害者からの返金申請がなされなかった等の理由により,被害 者にお返しすることができなかった残金で,預金保険機構に納付されている金銭を指し,平成25年2月末時点において約53.5億円

<sup>※3</sup> 両事業の内容を盛り込んだ、「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律第二十条第一項に規定す る割合及び支出について定める命令」が平成24年3月21日に公布,同年4月1日より全面施行されました。

<sup>※4</sup> 日本財団の問合せ先

#### 国による民間被害者支援団体に対する財政援助

民間被害者支援団体等に対する 活動支援に要する経費

- ○全国斉一な被害者支援を行う ための意見交換や情報共有化
- ○相談員の研修など 国費 600万円

民間被害者支援団体に対する 直接支援業務の委託に要する経費

○直接支援員の委嘱 ○直接支援員の研修

補助金 4,200万円

民間被害者支援団体に対する 相談業務の委託に要する経費

- ○民間団体相談員の委嘱
- ○民間団体相談員の研修

補助金 10,900万円

民間被害者支援団体に対する 性犯罪被害者支援業務の委託に要する経費

○性犯罪被害者に対する直接支援 ○性犯罪被害者に対する相談業務 補助金 4,800万円

- 民間被害者支援団体に対する被害者支援に関する 理解の増進等に係る業務の委託に要する経費
- ○各種広報活動の企画立案、管理運営
- ○講演会等の啓発活動の企画立案、管理運営 補助金 4,400万円

平成25年度 2億4.900万円

民間被害者支援団体

提供:警察庁

#### (3) 地方公共団体と民間の団体との連携の促進 【施策番号209】

内閣府において, 地方公共団体に対し, 地 方公共団体職員を対象とする研修会などを通 じ、把握している犯罪被害者支援団体に関す る情報を提供するとともに、自らも犯罪被害 者支援団体の実態を把握し連携の強化を図る よう要請している。また、犯罪被害者支援団 体が地方公共団体に対して連携を申し出やす いよう、地方公共団体における犯罪被害者等 施策担当窓口部局をホームページ (http:// www8.cao.go.jp/hanzai/local/madoguchi/ madoguchi.html) に掲載している (第1章 P11参照)。

#### (4) 民間の団体等に関する広報等

#### 【施策番号210】

内閣府において、地方公共団体との共催で 行う国民のつどいや広報啓発事業(P3コラ ム1「犯罪被害者週間の実施」、P17コラム 4 「地方公共団体の取組(性犯罪被害者支援

のための連携強化事業)」参照) における民 間被害者支援団体関係者による講演及びパネ ルディスカッションでの発言、民間被害者支 援団体の活動などに関するポスターの展示. 政府広報などを通じ、犯罪被害者等の置かれ た状況やそれを踏まえた施策実施の重要性. 犯罪被害者等の援助を行う団体の意義・活動 などについて広報を実施している。また、施 策の推進のための情報提供を行うため、関係 省庁の職員. 地方公共団体の職員を対象とし て講演会を実施しているところ、平成24年度 は、認定特定非営利活動法人全国犯罪被害者 支援ネットワーク理事長を講師に招き、被害 者支援団体の活動に関する講演会を開催した (P21コラム5「「犯罪被害者としての私」と 「犯罪被害者支援の実情と今後の課題」」参照)。 講演会の概要は、内閣府犯罪被害者等施策ホー ムページ (http://www8.cao.go.jp/hanzai/koukei/lecture/no6/index.html) に掲載し、広く 一般に情報提供を行っている。

警察庁においては、シンポジウム・フォー

ラムなどの開催・後援や様々な広報媒体を通 じて、犯罪被害者等が置かれている実態や警 察、関係機関、民間被害者支援団体などが取 り組んでいる犯罪被害者支援についての広報 啓発活動を行っている(犯罪被害者支援に関 する国民の理解と共感の増進に要する経費 (国費):24年度3百万円,25年度2百万円)。

### (5) 特定非営利活動促進法 (NPO法) の適 切な運用

#### 【施策番号211】

内閣府において、拡充された寄附税制の活 用促進や改正特定非営利活動促進法の円滑な 施行及び周知に取り組んでいる。改正法の施 行によって、認証・認定事務が地方自治体に 一元化され、犯罪被害者等の援助を行う団体 などを含む民間非営利団体からの法人格の認 証申請や税制上の優遇措置を受けられる認定 申請を地方自治体で受け付けることとなった。

また. 内閣府において. 犯罪被害者等の援 助を行う特定非営利活動法人など全国の特定 非営利活動法人の情報を検索できる「NPO 法人ポータルサイト」の管理・運営を行うな

ど、市民活動に関する情報提供を行っている (内閣府NPOホームページ:https://www. npo-homepage.go.jp/)<sub>o</sub>

#### (6) 警察における民間の団体との連携・協力 の強化

#### 【施策番号212】

警察において. 認定特定非営利活動法人全 国被害者支援ネットワークの運営・活動に協 力しているほか、 同ネットワーク加盟の民間 被害者支援団体(平成25年3月現在全国48団 体) の運営に関しても、関係機関と連携しつ つ. 必要な支援や助言を行うとともに. 犯罪 被害者支援の在り方についての意見交換など を積極的に行っている(下記コラム8「「犯 罪被害者支援功労者・功労団体表彰」等の新 設について | 参照)。

特に, 都道府県公安委員会から犯罪被害者 等早期援助団体\*7として指定された民間被 害者支援団体には、犯罪被害者の氏名や犯罪 被害の概要などの情報を提供し、連携を強化 して、犯罪被害者支援に当たっている。



### 「犯罪被害者支援功労者・功労団体表彰」等の 新設について

我が国における犯罪被害者支援は、昭和41年5月に神奈川県横浜市で通り魔によっ て息子さんを殺害された「市瀬朝一」氏が結成された「殺人犯罪の撲滅を推進する遺 族会 | 等による被害者補償制度の創設を訴える活動や、昭和49年8月に東京丸の内で 発生した三菱重工ビル爆破事件などを契機として、昭和55年に「犯罪被害者等給付金 支給法」が制定され、殺人や傷害などの人の生命又は身体を害する故意の犯罪行為に より、不慮の死を遂げた方の御遺族や身体に重い障害が残った方に対する経済的援助 から始まりました。

その後, 平成3年10月に開催された「犯罪被害者等給付金支給法発足10周年記念シ ンポジウム」において、飲酒・ひき逃げ事件によって息子さんの命を奪われた被害者

犯罪被害者等早期援助団体とは 「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」(昭和55年法律第36号) 第23条の規定 に基づき、犯罪被害等の早期軽減に資する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるとして、都道府県公安委員会が指定した非営利法 人である。